

■ オンブズマン制度 他都市の状況一覧

6-26

No	自治体名	条例名称	施行日	所管事項(管轄外事項)	職 務	人数	金額	任期	再任の可否
1	川崎市	川崎市市民 オンブズマン 条例	平成2年11月1日	第2条 市民オンブズマンの管轄は、市の機関の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為とする。ただし、次の各号に掲げる事項については、市民オンブズマンの管轄としない。 (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項 (2) 議会に関する事項 (3) 川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号)第36条に規定する個人情報保護委員の職務に関する事項 (4) 川崎市人権オンブズパーソン(以下「人権オンブズパーソン」という。)に救済を申し立てた事項 (5) 職員の自己の勤務内容に関する事項 (6) 市民オンブズマン又は人権オンブズパーソンの行為に関する事項	第3条 市民オンブズマンは、次の職務を行う。 (1) 市民の市政に関する苦情を調査し、簡易迅速に処理すること。 (2) 自己の発意に基づき、事案を取り上げ調査すること。 (3) 市政を監視し非違の是正等の措置(以下「是正等の措置」という。)を講ずるよう勧告すること。 (4) 制度の改善を求めるための意見を表明すること。 (5) 勧告、意見表明等の内容を公表すること。	2人 (3人へ減)	月額 740,000円	3年	1期のみ可
2	藤沢市	藤沢市オンブズマン条例	平成8年10月1日	第2条 オンブズマンの所管する事項は、市の機関の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為とする。ただし、次に掲げる事項については、オンブズマンの所管事項としない。 (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項 (2) 裁判所等において係争中の事項 (3) 議会に関する事項 (4) 職員の自己の勤務内容に関する事項 (5) オンブズマンの行為に関する事項	第3条 オンブズマンの職務は、次のとおりとする。 (1) 市政に関する苦情の申立ての内容を調査し、及び苦情を簡易迅速に処理すること。 (2) 自己の発意に基づき、事案を取り上げて調査すること。 (3) 申立てに係る苦情又は自己の発意に基づき取り上げた事案(以下「苦情等」という。)について、市の機関に対し非違の是正又は改善の措置(以下「是正等の措置」という。)を講ずるよう勧告すること。 (4) 苦情等の原因が制度そのものに起因すると認めるときは、当該制度の改善を求めるための意見を表明すること。 (5) 勧告、意見表明等の内容を公表すること。	2人	オンブズマン 月額 603,800円 オンブズマン専門調査員 月額261,800円を超えない範囲内において別に定める額	3年	1期のみ可
3	新座市	新座市オンブズマン条例	平成10年4月1日	第2条 オンブズマンの所管する事項は、市の機関の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為とする。ただし、次に掲げる事項を除く。 (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項 (2) 現に判決、裁決等を求め係争中の事項 (3) 議会に関する事項 (4) 職員の自己の勤務内容に関する事項 (5) オンブズマンの行為に関する事項	第3条 オンブズマンの職務は、次のとおりとする。 (1) 市政に関する苦情を調査し、簡易迅速に処理すること。 (2) 自己の発意に基づき、事案を取り上げ調査すること。 (3) 申立てに係る苦情又は自己の発意に基づき取り上げた事案(以下「苦情等」という。)について、市の機関に対し意見を述べ、若しくは是正等の措置を講ずるよう勧告し、又は苦情等の原因が制度そのものに起因すると認めるときは当該制度の改善に関する提言を行うこと。 (4) 勧告、提言等の内容を公表すること。	2人	月額 150,000円	3年	1期のみ可
4	新宿区	新宿区区民の声委員会条例	平成11年11月1日	第2条 委員会は、区の機関の業務に関する事項及び当該業務に関する職員の行為(以下「区の業務執行等」という。)について申し立てられた苦情の処理を所管する。 2 委員会は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については所管しない。 (1) 判決、裁決等が行われた事項又は判決、裁決等を求めて係争中の事項 (2) 区議会に関する事項 (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づき監査委員が監査、検査若しくは審査の結果を報告し、若しくは公表した事項又は監査、検査若しくは審査を行っている事項 (4) 地方自治法に基づく執行機関の附属機関又は区の専門委員の権限に属する事項 (5) 委員会に関する事項	第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項をその職務とする。 (1) 区の業務執行等についての苦情の申立てを受け付け、その内容を調査し、結果を通知すること。 (2) 前号の処理に関連し、必要があると認めるときは、広く区政について調査すること。 (3) 区の機関に対し、勧告し、及び意見表明すること。 (4) 勧告及び意見表明等の内容について公表すること。	3人	月額 210,000円	3年	1期のみ可
5	三鷹市	三鷹市総合オンブズマン条例	平成12年10月1日	第4条 総合オンブズマンの所管事項は、市の機関の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為とする。ただし、次に掲げる事項については、総合オンブズマンの所管事項としない。 (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項 (2) 裁判等で係争中の事案に関する事項 (3) 法令又は条例の規定による不服申立て機関等の職務に関する事項 (4) 議会に関する事項 (5) 職員の自己の勤務内容に関する事項 (6) 総合オンブズマンにより既に苦情の処理が終了している事項	第5条 総合オンブズマンは、次の職務を行う。 (1) 市政に関する苦情を調査し、迅速に処理すること。 (2) 自己の発意に基づき、問題事案を取り上げて調査すること。 (3) 申立てに係る苦情又は自己の発意に基づき取り上げた問題事案(以下「苦情等」という。)について、市の機関に対し意見を述べ、若しくは是正等の措置を講ずるよう勧告し、又は苦情等の原因が制度そのものに起因するときには当該制度の改善に関する提言を行うこと。ただし、制度改善の提言を行う場合においては、総合オンブズマン全員の意見が一致していることを原則とする。 (4) 勧告、提言等の内容を公表すること。	3人以内	月額 206,000円	3年	可
6	府中市	府中市オンブズパーソン条例	平成12年10月1日	第3条 オンブズパーソンの所管する事項は、市の機関の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為とする。ただし、次の各号に掲げる事項を除く。 (1) 判決、裁決等により確定した事項 (2) 現に判決、裁決等を求め係争中の事項 (3) 議会に関する事項 (4) 職員の自己の勤務条件等に関する事項 (5) オンブズパーソンの行為に関する事項	第4条 オンブズパーソンの職務は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 市政に関する苦情の申立てを受け付け、これを調査し、迅速に処理すること。 (2) 自己の発意に基づき、事案を取り上げ調査すること。 (3) 申立てに係る苦情又は自己の発意に基づき取り上げた事案(以下「苦情等」という。)について、市の機関に対し意見を述べ、若しくは是正等の措置を講ずるよう勧告し、又は制度の改善に関する提言を行うこと。 (4) 勧告、提言等の内容を公表すること。	2人	月額 140,000円	2年	1期のみ可

■ オンブズマン制度 他都市の状況一覧

6-26

No	自治体名	条例名称	施行日	所管事項(管轄外事項)	職 務	人数	金額	任期	再任の可否
7	札幌市	札幌市オンブズマン条例	平成13年3月1日	第3条 オンブズマンの所轄事項は、市の機関の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為であって、次に掲げる事項に該当しないもの(以下「市の業務」という。)とする。 (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項 (2) 判決、裁決等を求め現に係争中の事項又は監査委員が請求に基づき現に監査を実施している事項 (3) 議会に関する事項 (4) 職員の自己の勤務内容に関する事項 (5) オンブズマンの行為に関する事項	第4条 オンブズマンの職務は、次のとおりとする。 (1) 市の業務に関する苦情の申立てを受け付け、簡易迅速に処理すること。 (2) 常に市政を監視し、自己の発意に基づき、市の業務に関し事業を取り上げ調査すること。 (3) 市の業務に関し、是正等の措置を講ずるよう勧告し、及び制度の改善を求める意見を表明すること。 (4) 勧告、意見表明等の内容を公表すること。	3人	月額 650,000円	2年	1期のみ可
8	つくば市	つくば市オンブズマン条例	平成14年4月1日	(調査) 第9条 オンブズマンは、前条の規定による苦情の申立てがあった場合は、速やかに当該苦情の申立てに関する調査をするものとする。ただし、苦情の申立てが次の各号のいずれかに該当する場合は、調査をすることができない。 (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関するとき。 (2) 裁判所において係争中の事案又は行政庁において不服申立ての審理中の事案に関するとき。 (3) 議会又は議員の権限に関するとき。 (4) 監査委員の監査請求を行っている事案に関するとき。 (5) 前号に掲げる場合のほか、監査委員において現に監査を行っている事案に関するとき。 (6) 職員の自己の勤務条件に関するとき。 (7) オンブズマンの行為に関するとき。 (8) 苦情の申立てをした者(以下「苦情申立人」という。)の自己の利害にかかわらないとき。 (9) 苦情の申立てに係る事実のあった日の翌日から起算して1年を経過しているとき(天災その他やむを得ない理由があるときを除く。) (10) その他調査をすることが適当でないとき。	第2条 オンブズマンは、次に掲げる事務を処理する。 (1) つくば市(以下「市」という。)の業務の執行に関する苦情の申立てを受理し、必要な調査をすること。 (2) 市の機関の業務の執行について、調査をすること。 (3) 市の機関に対し、その業務の執行について、是正又は改善の措置を講ずるよう勧告すること。 (4) 市の機関に対し、その業務の執行について、提言すること。 (5) 勧告、提言等の内容を公表すること。	2人	日額 40,000円	2年	1期のみ可
9	調布市	調布市オンブズマン条例	平成14年4月1日	第2条 オンブズマンの所掌する事項は、市の機関の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為とする。ただし、次の各号に掲げる事項を除く。 (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項 (2) 現に判決、裁決等を求め係争中の事項 (3) 議会に関する事項 (4) 職員の勤務条件、身分等に関する事項 (5) オンブズマンの行為に関する事項	第3条 オンブズマンの職務は、次の各号に掲げるところによる。 (1) 市政に関する苦情の申立てを受け付け、これを調査し、迅速に処理すること。 (2) 前号の処理に関連し、必要があると認める事案について、調査すること。 (3) 申立てに係る苦情又は前号に規定する事案(以下「苦情等」という。)について、市の機関に対し意見を述べ、若しくは是正等の措置を講ずるよう勧告し、又は制度の改善に関する提言を行うこと。 (4) 勧告、提言等の内容を公表すること。	3人	月額 81,500円	3年	1期のみ可
10	八女市	八女市総合オンブズパーソン条例	平成15年1月1日	第3条 オンブズパーソンの所管事項は、市の機関の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為とする。ただし、次に掲げる事項については、オンブズパーソンの所管事項としない。 (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項 (2) 裁判所において係争中の事項及び行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定による不服申立てを行っている事項 (3) 監査委員が公表した監査結果及び現に監査を行っている事項 (4) 職員の自己の勤務条件及び身分に関する事項 (5) 議会に関する事項 (6) オンブズパーソンの行為に関する事項	第4条 オンブズパーソンは、それぞれ独立して、次に掲げる職務を行う。ただし、第2号に規定する調査及び第4号に規定する意見表明については、合議によるものとする。 (1) 市民の市政に関する苦情を調査し、簡易迅速に処理すること。 (2) 自己の発意により、事案を取り上げて調査すること。 (3) 申出に係る苦情又は自己の発意により取り上げた事案(以下「苦情等」という。)について、市の機関に対し、行政の非違を是正し、又は行政運営の改善を図るための措置(以下「是正等の措置」という。)を講ずるよう勧告すること。 (4) 苦情等の原因が制度そのものに起因すると認めるときは、当該制度の改善を求めるための意見を表明すること(以下「意見表明」という。) (5) 是正等の措置を勧告したとき、当該機関又は職員が取った措置について報告を求めること。 (6) 勧告、意見表明及び報告の内容を公表すること。	2人	代表オンブズパーソン:月額 100,000円 オンブズパーソン:月額 40,000円	3年	1期のみ可
11	国分寺市	国分寺市オンブズパーソン条例	平成15年4月1日	第2条 オンブズパーソンの所管する事項は、市の機関(指定管理者を含む)の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為とする。ただし、次に掲げる事項については、オンブズパーソンの所管事項としない。 (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項 (2) 議会に関する事項 (3) 職員の自己の勤務内容に関する事項 (4) オンブズパーソンの行為に関する事項 (5) オンブズパーソンにより既に苦情の処理が終了している事項	第3条 オンブズパーソンの職務は、次のとおりとする。 (1) 市政に関する苦情の申立ての内容を調査し、及び苦情を簡易迅速に処理すること。 (2) 自己の発意に基づき、事案を取り上げて調査すること。 (3) 申立てに係る苦情又は自己の発意に基づき取り上げた事案(以下「苦情等」という。)について、市の機関に対し非違の是正又は制度の改善の措置(以下「是正等の措置」という。)を講ずるよう勧告すること。 (4) 苦情等の原因が制度そのものに起因すると認めるときは、当該制度の改善を求めるための意見を表明すること。 (5) 勧告、意見表明等の内容を公表すること。	2人以内	月額 100,000円	2年	1期のみ可

■ オンブズマン制度 他都市の状況一覧

6-26

No	自治体名	条例名称	施行日	所管事項(管轄外事項)	職 務	人数	金額	任期	再任の可否
12	昭島市	昭島市総合オンブズパーソン条例	平成15年7月1日	第3条 オンブズパーソンの所管する事項は、市の機関の業務の執行及び市の機関の業務の執行に係る職員の行為に関する事項であって、次に掲げる事項に該当しないものとする。 (1) 判決、裁決等により確定した事項 (2) 現に判決、裁決等を求め係争中の事項 (3) 議会に関する事項 (4) 職員の自己の勤務条件に関する事項 (5) この条例に基づき既に苦情の処理が終了している事項 (6) オンブズパーソンの行為に関する事項	第4条 オンブズパーソンは、次に掲げる職務を行う。 (1) 市の業務に関する苦情を受け付け、迅速に処理すること。 (2) 自己の発意に基づき、市の業務に関する事案を取り上げ調査を行うこと。 (3) 申立てに係る苦情又は自己の発意に基づき取り上げた事案(以下「苦情等」という。)に関し、市の機関に対し是正等の措置を講ずるよう勧告を行い、若しくは意見を述べ、又は制度の改善に関する提言を行うこと。 (4) 勧告、意見、提言等の内容を公表すること。	2人	総合オンブズパーソン:月額140,000円 オンブズパーソン調査相談専門員:月額10,000円	3年	1期のみ可
13	上越市	上越市オンブズパーソン条例	平成15年10月1日	第4条 オンブズパーソンの職務の対象となる事項は、市の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為で次に掲げるものの以外のものとする。 (1) 議会に関する事項 (2) 判決等(裁判所における判決、決定、命令又は調停その他法令に基づく紛争を解決するための機関による決定、裁定等をいう。)により確定した権利関係に関する事項 (3) 裁判所等(裁判所その他法令に基づく紛争を解決するための機関をいう。)で係争中の事項 (4) 監査委員が監査の請求に基づき、監査しようとしている事項及び現に監査を行っている事項 (5) 職員の勤務条件又は身分に関する事項 (6) オンブズパーソンの行為に関する事項	第3条 オンブズパーソンの職務は、次のとおりとする。 (1) 市政に関する苦情の申立てを受け付け、必要調査を行い、迅速に処理すること。 (2) 市政を監視し、自己の発意に基づき、事案を取り上げ調査すること。 (3) 申立てに係る苦情又は自己の発意に基づき取り上げた事案(以下「苦情等」という。)について、市の機関に対し意見の表明、勧告又は提言すること。 (4) 意見の表明、勧告及び提言の内容、これらに対する市の機関の報告の内容並びにオンブズパーソンの職務の遂行の状況を公表すること。	2人	オンブズパーソン:月額260,000円 オンブズパーソン専門調査員:月額15,000円	3年	1期のみ可
14	清瀬市	清瀬市オンブズパーソン条例	平成16年7月1日	第2条 オンブズパーソンの所掌事項は、市の機関の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為とする。ただし、次の各号に掲げる事項を除く。 (1) 判決及び裁決等により確定した権利関係に関する事項 (2) 現に判決及び裁決等を求め係争中の事項 (3) 議会に関する事項 (4) 職員の自己の勤務及び身分等に関する事項 (5) オンブズパーソンの行為に関する事項 (6) オンブズパーソンにより既に苦情の処理が終了している事項 (7) 監査委員が現に監査を行っている事案及び既に監査を行った事案に関する事項	第3条 オンブズパーソンの職務は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 市政に関する苦情を調査し、迅速に処理すること。 (2) 自己の発意に基づき、事案を取り上げ調査すること。 (3) 申立てに係る苦情又は自己の発意に基づき取り上げた事案(以下「苦情等」という。)について、市の機関に対し意見を述べ、若しくは是正等の措置を講ずるよう勧告し、又は苦情等の原因が制度そのものに起因すると認めるときは当該制度の改善に関する提言を行うこと。 (4) 勧告及び提言等の内容を公表すること。	2人	月額23,100円	2年	可
15	北見市	北見市オンブズマン条例	平成18年3月5日	第2条 オンブズマンの所管事項は、市の機関の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為であって、次に掲げる事項に該当しないもの(以下「市の業務」という。)とする。 (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項 (2) 判決、裁決等を求めて現に係争中の事項又は監査委員が請求に基づき現に監査を実施している事項 (3) 議会に関する事項 (4) 職員の自己の勤務内容に関する事項 (5) オンブズマンの行為に関する事項	第3条 オンブズマンの職務は、次に掲げるとおりとする。 (1) 市の業務に関する苦情の申立てを受け付け、迅速に処理すること。 (2) 常に市政を監視し、自己の発意に基づき、市の業務に関し事案を取り上げ、調査すること。 (3) 申立てに係る苦情又は自己の発意に基づき取り上げた事案(以下「苦情等」という。)について、市の機関に対し意見を述べ、若しくは是正等の措置を講ずるよう勧告し、又は制度の改善を求める意見を表明すること。 (4) 勧告、意見表明等の内容を公表すること。	2人	月額150,000円	3年	可